

# 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の改正について

## 条例制定の経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が、平成 25 年 5 月 31 日に公布されました。

葉山町では、マイナンバー制度が開始されることに伴い、番号法の適用を受けることとなる事務における庁内（教育委員会を含みます。）での個人情報の授受を適切に行っていくため、また、独自にマイナンバーを使用し、個人情報を相互に授受するため、葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月 14 日条例第 20 号。以下、「条例」といいます。）を制定し、本年 1 月から施行しています。

## 情報連携と条例

マイナンバー制度では、葉山町、神奈川県など、複数の機関の間において、機関ごとにマイナンバーなどで管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み（情報連携）があり、平成 29 年 1 月から国の機関において、同年 7 月からは地方公共団体等で開始されることとなっています。情報連携が開始されることにより、皆さんが、税や福祉関係等の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続の際に必要な添付書類が削減されることとなります。

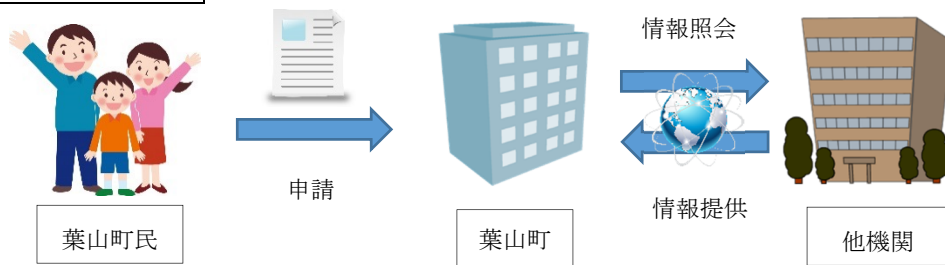
番号法第 9 条第 2 項では、独自利用事務等について規定しています。独自利用事務については、市町村等でマイナンバーを使用し、個人情報を相互に授受することで、国民の利便性の向上、行政の効率的な運営のため、地域の実情を踏まえて条例で定める行う事務に関して、マイナンバーを利用できるようになっています。

### 現行の条例で規定されている独自利用事務

- 避難行動要支援者名簿作成等に関する事務
- 小児の医療費の助成に関する事務
- ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務
- 私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務
- 就学援助費の交付に関する事務

独自利用事務でも個人情報保護委員会（内閣府の外局）への届出等を行うことで、情報連携を行うことができます。

## 情報連携のイメージ



各機関が情報連携を行うことで、税や福祉関係等の申請の際の添付書類が削減されることが期待されます。

※マイナンバーを扱える事務、情報連携ができる特定個人情報（マイナンバー等その内容を含む個人情報）は法令により規定されています。また、特定個人情報は、従来どおり各機関等が保有する「分散管理」という仕組みがとられています。

## 改正条例（案）の概要

葉山町では、平成 29 年 7 月から開始される情報連携等を見据えて、条例を改正し、次の事務を独自利用事務として追加することを検討しています。

### 条例を改正し追加することを検討している独自利用事務

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務※
- 神奈川県在宅重度障害者等手当支給に関する事務
- 心身障害者医療費助成に関する事務
- 重度障害者住宅設備改造に関する助成事務
- 身体障害者自動車改造費助成事業の実施に関する事務

※番号法の主務省令（情報連携関係）に規定がないことから当面の措置として条例に規定するものです。

また、番号法の改正に伴う条ずれについても、今回の改正で対応します。

## 今後のスケジュール

平成 28 年 3 月 23 日（水）～平成 28 年 4 月 22 日（金） パブリックコメント

平成 28 年 4 月 個人情報保護審査会への諮問及び答申の受領

平成 28 年 6 月議会 改正条例（案）の上程

平成 28 年 10 月 改正条例の施行